

市制施行40周年記念 第3回でだこキッズファイヤーフェスタ

消防車両を目の前で見て、消防士と話して、消防士の仕事・訓練を実際に体験してみよう!



はしご車試乗体験・
放水体験・救助訓練体験
消火体験・消防車両展示など
イベントもりだくさん!



詳しくは市の
ホームページを
見てね!

日 時:8月15日(日)

午前9時30分～午後12時30分(受付開始午前8時45分から)
※雨天決行ですが、内容を変更する場合があります。

場 所:浦添市消防本部(浦添市前田・浦添警察署より西原向け約200m)

駐 車 場:浦添市役所裏駐車場・裏立体駐車場
(マイクロバスで会場まで送迎します)

集合場所:浦添市役所中庭

対 象:浦添市内の小学生 先着200名(保護者含む)

※必ず保護者同伴(保護者1名につき小学生4名まで同伴できます)
小学生のみでの応募・参加はできません。

参 加 費:無料

保 険:市民総合賠償補償保険適用(無料)

申込方法:市内最寄りの消防署で申込用紙に記入し提出
(受付時間:午前9時～午後5時)

申込期間:7月15日～定員に達し次第終了
市HPイベントカレンダーにて、現在の申込人数を随時更新します。

※台風等の自然災害、インフルエンザ等の感染拡大によつては、イベントが中止になる場合があります。
※消防署内には駐車できませんので、申込みをされた方は、集合場所の間違いのないようご注意ください。

問い合わせ先
消防本部総務課
☎875-0105

浦添の物産と観光展

～ていだのまち「浦添」の地場商品が大集合～

浦添市役所にて、市産地場商品の展示&販売を行います。
期間中は普段の市役所とは違う雰囲気も楽しめます。
気軽に遊びにお越しください。あなたのご来場をお待ちしています!

〔実施期間〕8月18日(水)～20日(金)

午前9時30分～午後5時15分(最終日は午後4時まで)

〔場 所〕浦添市役所

1階ロビー・中庭

市役所が物産展会場
に早変わり!!

物産展の出店者を募集します

〔応募資格〕市内に事業所を有する製造業者等

〔対 象 品〕市内業者が生産または加工した製品等

※応募資格や対象品についての詳細は、「募集要項」をご確認ください。

〔参 加 費〕出店・出展料は無料です。

〔募集期間〕7月5日(月)～16日(金)

〔申込方法〕申込書等必要書類を商工業課に提出してください。

※募集要項および申込書は浦添市ホームページに掲載しています。

浦添市ホームページ

<http://www.city.urasoe.lg.jp/>

物産と観光展出展募集要項

<http://www.city.urasoe.lg.jp/article.php/s20090603165543407>



毎年7月は
県産品奨励月間です
県産品を愛用して、地域の
活性化や、雇用拡大につな
げましょう。

問い合わせ先
商工業課
☎876-1234(内線3161)

国民年金保険料の 免除申請の受付を開始します

7月1日(木)から



所得が少ないなど、保険料を納めることが経済的に困難な場合に、本人が申請をして、日本年金機構の承認を受けることで、保険料の納付を免除したり、猶予したりする制度があります。

免除・猶予の承認期間 平成22年7月～平成23年6月

一部免除された期間は受給資格期間に含まれますが、この期間の年金額は、保険料を全額納めたときと比べて減額して計算されます。
なお、一部免除を受けた期間に右記の保険料を納めなければ「未納期間」となり、障害基礎年金や遺族基礎年金が支給されない場合があります。

免除割合	保険料月額
3/4免除 (1/4納付)	3,780円
1/2免除 (1/2納付)	7,550円
1/4免除 (3/4納付)	11,330円

保険料の一部を免除し、その残りを納付する制度です。

一部納付制度

保険料の全額(月額15,100円)を免除するものです。免除された期間は受給資格期間に含まれますが、この期間の年金額は、保険料を全額納めたときと比べて2分の1として計算されます。

全額免除制度

引き続き、免除又は猶予を希望する場合は、原則として毎年7月に申請が必要です。ただし、全額免除と猶予の場合は、申請時に「継続申請」を希望し、承認されると、翌年からは本人申請の手続が不要になり、自動的に審査を行います(一部例外があります)。

学生でない30歳未満の人が対象の制度です。同居している世帯主の所得にかかわらず、本人及び配偶者の所得が一定水準以下であれば、保険料の納付が猶予され、納付できる期間が10年間になります。猶予された期間は、年金を受給するための受給資格期間には算入されますが、納付しなければ年金額には反映されません。

若年者納付猶予制度

問い合わせ
市民課 国民年金係
☎876-1234
(内線3111
～3115)

免除を受けるためには

保険料免除の申請手続が必要です。申請後に日本年金機構が内容を審査し、承認又は却下が決定されます。

審査内容

①申請する本人、申請者の配偶者及び世帯主の平成22年度の所得額(平成21年1月1日から平成21年12月31日までの分)
※「若年者納付猶予制度」については、世帯主の所得額は審査対象外

②災害、失業、事業の廃止などの事由

申請手続に必要なもの

○年金手帳 ○印鑑(認印で可能)

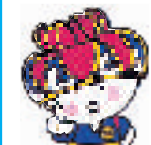
※ただし、次に該当する方は以下の書類が必要です。

○申請する本人・申請者の配偶者・世帯主の中で平成22年1月1日現在の住民登録が他市町村の方
→平成22年度の所得証明書(扶養状況が記入されているもの)

○平成22年度の所得の申告がまだの方
→申告後、申告書の写しを提出

○平成21年3月31日以降に失業・退職した方
→「雇用保険受給資格者証」、「雇用保険被保険者離職票」又は「退職証明書と平成22年度市民税・県民税納税通知書」

「日本年金機構のホームページ(<http://www.nenkin.go.jp/>)」でもご案内しています。



国民年金保険料を
口座振替でお支払
している方へ

承認の決定までに、多少時間がかかるため、その間に引き続き口座から国民年金保険料が引き落とされることがあります。お手数ですが、浦添年金事務所まで口座振替辞退の届出を行ってください。

浦添年金事務所 ☎877-0511